愛知県県営住宅における単身入居者死亡による残置物の取扱要領　事務処理フロー

時期（目安）	相続人等	公社	県

入居者が死亡

事故速報を作成し県へ報告する
- 緊急連絡先、保証人、管内市町村等に聞取り、相続人を調査
- 入居者状況・住宅状況の把握

報告 →

相続人の調査
相続人関係図作成
調査内容は適時公社へ報告する

調査依頼 ←

調査方法
- 住民票・戸籍申請
- 相続放棄等の確認
- 契約者の戸籍を出生まで遡る。
- 配偶者以外の該当者がいる順位まで調査をする

【法定相続の範囲】
- 第１順位　子（養子を含む）　代襲相続制限なし
- 第２順位　直系尊属
- 第３順位　兄弟姉妹　甥・姪まで

相続人判明

相続人が引取る場合 ←

相続人へ引取りを依頼する
- 残置物の引取り依頼

相続人がいる場合 ←

相続人による残置物の処分

入居者死亡より、３ヶ月以上、相続人が引取らない場合 ↓

相続人へ残置物の引取りを催告する

１ヶ月以上回答がない場合 ↓

相続財産放棄書兼処分依頼書の提出を要請する
（相続人全員 宛）

相続放棄書兼処分依頼書を提出
（相続人全員より）
※宛所不明者については除く

１ヶ月以上　全ての相続人より提出がない場合 ↓

相続人との**交渉経過を、県へ報告**する
相続人等の交渉経過記録を作成

→ 放棄書の提出のない相続人に、**残置物の引取りに関する最終催告**をする

相続人がいない場合 ↓

１ヶ月以上　回答がない場合 ↓

残置物の保管等を公社へ依頼する
残置物の保管等について

残置物調査を行う
残置物目録一覧表の作成
無価値物・有価値物リストによる

・常識的な判断により使用価値・利用価値がないと判断したもの
例
中古の家具・電化製品
日常品・消耗品・生活用品
（食器・衣類・雑誌　等）

・利用価値・使用価値があるもの
（家具・電化製品の未使用品・写真等）

・一身専属的なもの
（位牌・遺影・遺骨）

・現金・預貯金・貴金属等

換価可能な場合 →

集約・保管

換価可能なものがない場合
（一身専属的なもののみの場合） ↓

公告（３ヶ月）

廃棄処分・整理等

家庭裁判所へ相続財産清算人の選任申立て

相続財産清算人選任の手続き
- 家庭裁判所へ申立て
- 審理・書類照会・審問
- 審判選任の有無
- 結果通知

（１ヶ月程度～）

【申立てに主な必要書類等】
- 相続人のあらゆる戸籍
- 財産を証する資料　等
- 予納金

相続財産清算人が整理・処分し精算

時期（目安）	
死亡後３ヶ月以内	
死亡後６ヶ月以内	
死亡後９ヶ月以内	
死亡後１年以内	

※　県・公社からの相続人等への郵便は、全て配達証明郵便にて送付する。宛所不明等により返送されたものは保管する。